

平成 2 7 年度

1 1 月補正予算案参考資料

茨 城 県

目

次

- 1 災害救助費（県単）
被災者生活再建支援補助事業
県災害見舞金支給事業
(生活環境部)
- 2 被災農業者向け経営体育成支援事業
農業共同利用施設災害復旧事業
家畜災害助成対策事業
(農林水産部)
- 3 中小企業融資資金貸付金
中小企業信用保証料助成
緊急対策融資利子補給事業
被災中小企業事業継続支援事業
(商工労働部)
- 4 児童福祉施設等災害復旧事業
高齢者福祉施設等災害復旧事業
(保健福祉部)
- 5 災害関連改良推進事業
(土木部)

災害救助費 (県単) / 被災者生活再建支援補助事業 / 県災害見舞金支給事業

予算額 602,475千円

生活環境部防災・危機管理課
危機管理G (内線2881)

今回の災害の特例措置として、所得制限により災害救助法による住宅応急修理の対象とならない半壊世帯及び被災者生活再建支援法の対象とならない半壊世帯に対し支援を行い、被災者の生活再建を支援します。

災害救助費 (県単) 予算額：127,575千円

今回の特例

実施主体：災害救助法の適用を受けた市町
補助内容：住宅応急修理
対象：所得制限により法対象とならない半壊世帯
限度額：567,000円 (法と同額)
負担割合：(県1/2), 市町1/2

県災害見舞金支給事業 予算額：2,400千円

[支給額]

人的被害	死亡	重度障害	
	10万円	5万円	
住家被害	全壊	半壊	床上浸水
	5万円	3万円	2万円

今回は床上浸水のみ対象、他は被災者生活再建支援金(国・県単)、災害弔慰金等に対応

被災者生活再建支援補助事業

予算額：472,500千円

- 現行分(本年4月から既に制度化) (160,000千円)
(1) 補助対象：被災者生活再建支援法の適用とならない被災市町
(2) 対象となる災害及び負担割合：
県内で被災者生活再建支援法が適用された市町が1以上ある自然災害
(負担割合：(県2/3(うち1/2は特別交付税措置)), 市町1/3)
- 半壊世帯に対する支援(拡充分) **今回の特例** (312,500千円)
(1) 補助対象：被災市町
(2) 負担割合：(県1/2), 市町1/2
- 支給限度額

今回特例部分

法適用市町	基礎支援金	全壊	解体(大規模半壊及び半壊住宅)	大規模半壊(解体を行った場合は非支給)	半壊 25万円
		100万円	100万円	50万円	
法適用外市町	加算支援金	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)	
		200万円	100万円	50万円	
(県単事業・現行分) 法適用外市町に法と同等の上記額を支給					

被災農業者向け経営体育成支援事業
 農業共同利用施設災害復旧事業
 家畜災害助成対策事業

農林水産部農業経営課
 基盤強化G(内線3831)
 農業団体G(内線3859)
 農林水産部畜産課
 畜政G(内線3987)

予算額計 1,490,406 千円

被災した農業用施設や農業機械,家畜について,復旧や家畜の導入に要する経費を補助し,被災地域における農畜産業の再生と早期の経営再開を支援します。

国補事業の活用

被災農業者向け経営体育成支援事業

(予算額:1,317,398千円)



実施主体] 市町
 補助対象] トラクター,コンバイン等の農業用機械,パイプハウス等の農業用施設等の取得・修繕等
 補助率] (国3/10,県15/10),市町15/10 計 6/10
 県及び市町は上乗せ補助



暫定法()に基づく復旧事業の活用

農業共同利用施設災害復旧事業

(予算額:157,573千円)



事業主体] 農業協同組合
 補助対象] カントリーエレベーター,低温倉庫等の共同利用施設
 補助率] (国4/10・9/10),事業主体1/10・6/10(告示地域の場合)
 (暫定法:農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

県単事業の活用

家畜災害助成対策事業

(予算額:15,435千円)

補助対象] 被災した畜産農家の肉用肥育素牛導入に要する経費

補助要件] 家畜の被害率(被害頭数)が30%以上の畜産農家
 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用

補助率] (県15/10),町15/10 計 3/10



中小企業融資資金貸付金 / 中小企業信用保証料助成 / 緊急対策融資利子補給事業 /
被災中小企業事業継続支援事業

商工労働部産業政策課
金融 G (内線 3534)
商工労働部中小企業課
経営支援室 (内線 3552)

予算額計 1,414,036千円

被災した中小企業を支援するため、信用保証料や利子補給により返済負担の軽減を図ります。
また、事業の再開・継続に必要な機械・設備の修繕・購入等に要する経費を補助します。

平成 27年 9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資 1,000,000千円

被災中小企業事業継続支援事業
375,000千円

新規融資枠 130億円
融資期間 設備 13年以内 (据置 3年以内)
融資限度額 設備・運転・併用 8,000万円
運転・併用 10年以内 (据置 2年以内)
保証料率 10.25% ~ 1.7%
融資利率 年 1.2% ~ 1.6% (1,000万円まで 3年間 0.6%)
設備水没等の直接被害の方は、融資後 3年間については無利子化、かつ保証料全額補助
売上減少等の間接被害の方は、1千万円まで融資後 3年間無利子、1千万円超の部分は利息の半分を補助
設備資金については、融資期間を 13年間に延長 (制度融資中最長)

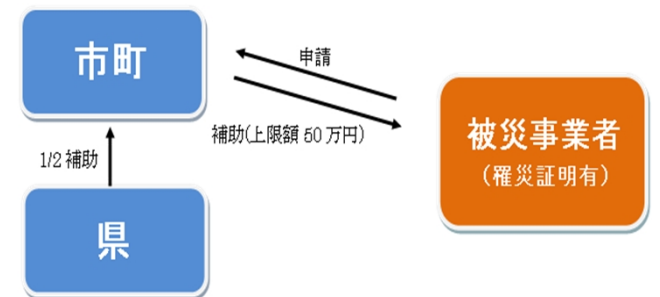
実施主体 市町
補助上限額 150万円 (県 1/2), 市町 1/2
補助対象事業者]
被災した中小企業で市町長から罹災証明等の交付を受けた者
補助対象経費]
機械・設備等の購入費用や販売促進費等の事業再開・継続のために必要な経費

保証料補助
33,682千円

利子補給 5,354千円

実施主体 県及び市町
[補助率]
直接被害の方 : 10/10
間接被害の方 : 1/2

実施主体 市町
[内容] 融資実行から 3年間 直接被害の方は無利子化 間接被害の方は融資額 1千万円まで無利子化 1千万円超は半分を補助
[補助率] 融資額 1千万円以内 : 10/10 (県 1/2), 市町 1/2
融資額 1千万円超 : 直接被害の方 10/10 (県 2/3), 市町 1/3
間接被害の方 1/2 (県 2/6), 市町 1/6



児童福祉施設等災害復旧事業 高齢者福祉施設等災害復旧事業

予算額 285,915千円

保健福祉部
子ども家庭課 保育・母子福祉G (内線 3251)
長寿福祉課 施設指導G (内線 3325)

被災した社会福祉施設等に対し、災害復旧事業に要する費用の一部を支援することにより、災害からの速やかな復旧を図ります。

【事業内容】

〔児童福祉施設等災害復旧事業〕

箇所数	5施設		
対象施設	保育所	2施設	(国 1/2, 県 1/4, 設置者 1/4)
	認定こども園	1施設	(国 1/2, 県 1/4, 設置者 1/4)
	児童厚生施設	2施設	(国 1/3, 県 1/3, 設置者 1/3)
補助金額	109,782千円		

〔高齢者福祉施設等災害復旧事業〕

箇所数	3施設		
対象施設	特別養護老人ホーム	2施設	(国 1/2, 県 1/4, 設置者 1/4)
	訪問看護ステーション	1施設	(国 1/3, 設置者 2/3)
補助金額	176,133千円		

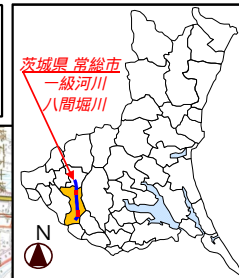


災害関連改良推進事業

予算額 1,900,000千円

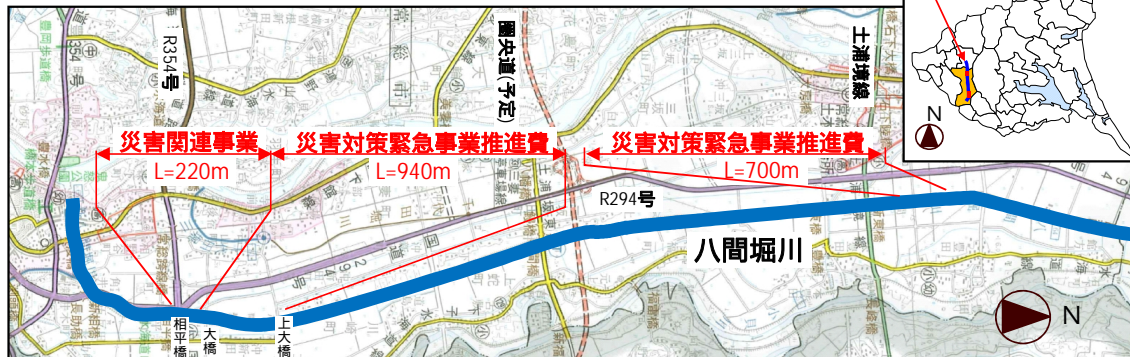
土木部河川課
災害G 改良G (内線 4490)

被災した県管理河川である八間堀川について,再度災害防止の観点から,原形復旧とあわせて河川改良を行い,防災機能の強化・向上を図ります。



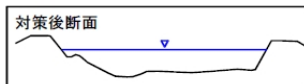
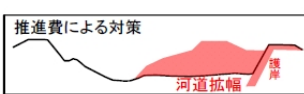
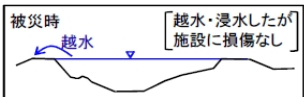
【事業概要】

河川名:一級河川八間堀川(常総市)
事業延長 約1,860m
災害関連事業区間 220m
災害対策緊急事業推進費区間 1,640m
期 間:H27
総事業費:19億円



【災害対策緊急事業推進費】

施設に損傷はないが,越水し浸水被害が生じたため河道拡幅を実施する。



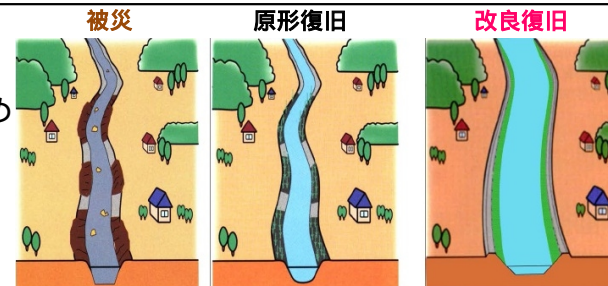
国土交通省HP

負担率:国 1/2
県 1/2
事業費:17億円

【災害関連事業】

被災した施設の復旧とあわせて,再度災害の防止と構造物の強化等を図るための事業。(原形復旧ではなく,改良復旧)

負担率:国 1/2
県 1/2
事業費:2億円



国土交通省HP



事業着手前イメージ



事業完了後イメージ